平成２３年（フ）第１４９号
茨城県取手市戸頭３丁目24番22―201号、前住所茨城県取手市下高井2315番地16
債務者　鹿倉由紀子（旧姓吉海江）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町５番５―311号、前住所兵庫県西宮市甲陽園西山町３番18―408号
債務者　杉本　光科
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１６号
兵庫県尼崎市久々知３丁目21番22号　芝文化105
債務者　遠藤　勝美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市道意町６丁目９番地の２道意西住宅602号、前住所兵庫県尼崎市元浜町１丁目58番地
債務者　神川　智久
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市久々知３丁目20番11号亀井文化
債務者　永井　義則
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目23番10―405号
債務者　大城　淳一
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４０号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目23番10―405号
債務者　大城奈緒美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４８号
兵庫県西宮市津門西口町９番26号
債務者　山庄司浩継
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５３号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番１―114号
債務者　高津真由美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５５号
兵庫県西宮市樋之口町２丁目24番２―112号
債務者　メンバーズステラこと　犬塚　絢子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市大島２丁目28番４号
債務者　神田　圭子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８０号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目21番19号サンビレッジⅢ102号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町７丁目14番７号
債務者　濵　　忠行
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８７号
兵庫県西宮市樋之池町20番19号
債務者　清水　淑子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８８号
兵庫県芦屋市宮塚町８―８―203、住民票上の住所兵庫県芦屋市三条南町６番14号
債務者　山下　美紀
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５号
愛媛県宇和島市三間町宮野下963番地
債務者　土居　加奈
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２５７号
福岡県久留米市螢川町７番地９　ロマネスク通町403号
債務者　柳　　朱美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３３号
大分市下郡北３丁目13番41号　エスポワールＣ201
債務者　古木　弘美（旧姓阿南）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係